

## 輸出令及び貨物等省令のマトリクス

1. 武器 / 4. ミサイル / 7. エレクトロニクス / 10. センサー / 13. 推進装置 /	2. 原子力 / 5. 先端素材 / 8. 電子計算機 / 11. 航法装置 / 14. その他 /	3. 化学兵器 / 6. 材料加工 / 9. 通信 / 12. 海洋関連 / 15. 機微品目	3の2. 生物兵器 / <small>赤字: 平成25年10月15日より施行の 改正箇所</small>
---	--	---	---

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号: Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点で公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		(参考)関係するECCN番号
項目番	項目	項目番	項目	用語	用語の意味	
輸出令 3の2項 (1)	軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令 第2条の2 第1項	輸出令別表第1の3の2の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。	
		貨物等省令 第2条の2 1項 第一号	ウイルス(ワクチンを除く。)であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキーボウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサヌール森林病ウイルス、牛痘ウイルス、クリミア—コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獸痘ウイルス、シンノンプレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チケンギニヤウイルス、チャバレウイルス、跳躍病ウイルス、テッセン病ウイルス、チュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス9型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイルス、マーレー漢谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを含む。)、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス	ワクチン  アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス  チュクロウイルス  ポテト・スピンドル・チュバー・ウイルス  リッサウイルス属のウイルス  ルヨウイルス	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであつて、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。  Andean potato latent virusをいう。  Choclo virusをいう。  Potato spindle tuber viroidをいう。  狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。  Lujo virusをいう。	1C351(a)、 1C352(a)、 1C354(c)
		貨物等省令 第2条の2 1項 第二号	細菌(ワクチンを除く。)であって、アルゲンチネンス菌、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケッチャ、牛肺疫菌(小コロニー型)、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌(血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157)、発疹チフスリケッチャ、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兎病菌又は類鼻疽菌	牛肺疫菌(小コロニー型)  山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株	Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony)をいう。  Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38)をいう。	1C351(b)、 1C351(c)、 1C352(b)、 1C354(a)
		貨物等省令 第2条の2 1項 第三号	毒素(免疫毒素を除く。)であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、コノトキシン、コレラ毒素、ジアセトキシシルペノール毒素、赤痢菌毒素、赤痢菌毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカルムアルバムレクチン、ペロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン	ウェルシュ菌  コノトキシン  ジアセトキシシルペノール毒素  ペロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質	イブシロン毒素を产生するウェルシュ菌の株であって、食品の試験及び品質管理のために陽性の培養に利用され、かつ、移送されたものは含まない。  次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬  別名デアセトキシシルペノール毒素ともいう。	1C351(d)

## 輸出令及び貨物等省令のマトリクス

1. 武器 / 4. ミサイル / 7. エレクトロニクス / 10. センサー / 13. 推進装置 /	2. 原子力 / 5. 先端素材 / 8. 電子計算機 / 11. 航法装置 / 14. その他 /	3. 化学兵器 / 6. 材料加工 / 9. 通信 / 12. 海洋関連 / 15. 機微品目	3の2. 生物兵器 / <small>赤字: 平成25年10月15日より施行の 改正箇所</small>
---	--	---	---

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号: Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点での公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解説		(参考)関係するECCN番号
項目番	項目	項目番	項目	用語	用語の意味	
				ボツリヌス毒素	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬	
	貨物等省令第2条の2 1項	前号に該当するもののサブユニット				1C351(d)
	貨物等省令第2条の2 1項 第五号	細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亞種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ、コクリオポールス・ミヤベアヌス、コレトリクム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、シンキトリウム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ・ブクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、ブクシニア・ストリイフルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリビネンシス、マグナポルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2		クラビバクター・ミシガネンシス亞種セペドニカス	ジャガイモ輪腐病の病原菌Clavibacter michiganensis subsp. sepedonicusをいう。	1C354(a)、 1C354(b)
				コクシジオイデス・イミチス	Coccidioides immitisをいう。	
				コクシジオイデス・ポサダシ	Coccidioides posadasiiをいう。	
				コクリオポールス・ミヤベアヌス	イネごま葉枯病の病原菌Cochliobolus miyabeanusをいう。	
				コレトリクム・カーハワイ	コーヒー炭疽(そ)病の病原菌Colletotrichum kahawaeをいう。	
				ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シリ	柑橘かいよう病の病原菌Xanthomonas axonopodis pv. citriをいう。	
				ザントモナス・アルビリネアンス	サトウキビ白すじ病の病原菌Xanthomonas albilineansをいう。	
				ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌Xanthomonas oryzae pv. oryzaeをいう。	
				シンキトリウム・エンドビオチクム	ジャガイモがんしゅ病の病原菌Synchytrium endobioticumをいう。	
				スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ	Sclerophthorarayssiae var.zeaeをいう。	
				セカフォラ・ソラニ	じゃがいもsmut病の病原菌Thecaphora solaniをいう。	
				チレチア・インディカ	カルナール黒穂病の病原菌Tilletia indicaをいう。	
				ブクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌Puccinia graminisをいう。	
				ブクシニア・ストリイフルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌Puccinia striiformisをいう。	
				ペロノスクレロスボラ・フィリビネンシス	サトウキビベと病の病原菌Peronosclerospora philippinensisをいう。	

## 輸出令及び貨物等省令のマトリクス

1. 武器 /  
4. ミサイル /  
7. エレクトロニクス /  
10. センサー /  
13. 推進装置 /

2. 原子力 /  
5. 先端素材 /  
8. 電子計算機 /  
11. 航法装置 /  
14. その他 /

3. 化学兵器 /  
6. 材料加工 /  
9. 通信 /  
12. 海洋関連 /  
15. 機微品目

3の2. 生物兵器 /

赤字: 平成25年10月15日より施行の  
改正箇所

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号; Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点で公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		(参考)関係するECCN番号
項目番	項目	項目番	項目	用語	用語の意味	
貨物等省令第2条の2 1項 第六号	第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを產生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。)			マグナポルテ・オリゼ	イネいもち病の病原菌Magnaporthe oryzaeをいう。	1C353(a)
				ミクロシクルス・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌Microcyclus uleiをいう。	
				ラルストニア・ソラナセ アルム・レース3及び 次亜種2	青枯病の病原菌Ralstonia solanacearum, races 3, biovar 2をいう。	
				核酸の塩基配列	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。  イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの  ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの	
				病原性を発現させるも	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。	
				第三号若しくは第四号に該当するものを產生させる核酸の塩基配列	第三号又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。	
				遺伝子	遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。	
					腸管出血性大腸菌(血清型O157又は他のペロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。	
				遺伝子を改変した生物	核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物(これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。)をいう。	1C353(b)
					腸管出血性大腸菌(血清型O157又は他のペロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。	
輸出令3の2項 (2)	次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第2条の2 2項	輸出令別表第1の3の3の項(2)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。	
輸出令3の2項 (2) 1	物理的封じ込めに用いられる装置	貨物等省令第2条の2 2項 第一号	物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの  イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置 ロ クラスーIII安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ	物理的封じ込めに用いられる装置  物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。  クラスーIII安全キャビネットを含む。	2B352(a)、 2B352(f)

## 輸出令及び貨物等省令のマトリクス

1. 武器 / 4. ミサイル / 7. エレクトロニクス / 10. センサー / 13. 推進装置 /	2. 原子力 / 5. 先端素材 / 8. 電子計算機 / 11. 航法装置 / 14. その他 /	3. 化学兵器 / 6. 材料加工 / 9. 通信 / 12. 海洋関連 / 15. 機微品目	3の2. 生物兵器 /  赤字: 平成25年10月15日より施行の 改正箇所
---	--	---	---

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号; Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点で公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解説		(参考)関係するECCN番号
項目番	項目	項目番	項目	用語	用語の意味	
				クラスターⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ	軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。	
輸出令3の2項(2) 2	発酵槽又はその部分品	貨物等省令第2条の2項第二号	発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの （一）容量が20リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができる （二）（一）に該当する発酵槽に用いることができるよう設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの （三）（一）に該当する発酵槽に用いることができるよう設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための2以上のバラメーターを同時に監視又は制御をすることができるもの  ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの （一）容量が20リットル以上の密閉式の発酵槽 （二）（一）に該当する発酵槽に用いることができるよう設計された使い捨て培養容器の収容装置  （三）（一）に該当する発酵槽に用いることができるよう設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための2以上のバラメーターを同時に監視又は制御をすることができるもの	発酵槽 培養容器 使い捨て培養容器 収容装置 バラメーター	バイオリアクター、ケモスタッフ又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。 発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。 一回限りの使用(装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないものの(取り外した後、そのまま廃棄するもの)を含む。 密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。 発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。	2B352(b)
輸出令3の2項(2) 3	遠心分離機	貨物等省令第2条の2項第三号	連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの ハ メカニカルシールで軸封をしているもの  ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの	遠心分離機 流量	デカンターを含む。 遠心分離機の流入口での流量をいう。	2B352(c)
輸出令3の2項(2) 4	クロスフローろ過用の装置又はその部分品	貨物等省令第2条の2項第四号	クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの(逆浸透膜を用いたものを除く。) イ 有効ろ過面積の合計が1平方メートル以上のもの	クロスフローろ過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液と直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。  次のいずれかに該当するものを除く。 イ 血液の浄化を行うために専用に設計したもの ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたもの （一）供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの （二）中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの （三）供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの	2B352(d)

## 輸出令及び貨物等省令のマトリクス

1. 武器 / 4. ミサイル / 7. エレクトロニクス / 10. センサー / 13. 推進装置 /	2. 原子力 / 5. 先端素材 / 8. 電子計算機 / 11. 航法装置 / 14. その他 /	3. 化学兵器 / 6. 材料加工 / 9. 通信 / 12. 海洋関連 / 15. 機微品目	3の2. 生物兵器 / <small>赤字: 平成25年10月15日より施行の 改正箇所</small>
---	--	---	---

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号: Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点で公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。

項目番	項目	項番	貨物等省令第2条の2	解釈	(参考)関係するECCN番号
項目番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
			<p>□ 次の(一)又は(二)に該当するもの            (一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの</p> <p>(二) 使い捨ての部分品を使用するもの</p>	<b>滅菌又は殺菌することができるもの</b>  <b>使い捨ての部分品</b>  <b>貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品</b>	物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。  当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まれない。  一回限りの使用(装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。
		貨物等省令第2条の2 2項	前号に掲げるものに使用するように設計した部分品であって、有効ろ過面積が0.2平方メートル以上のもの		次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの □ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
輸出令3の2項(2) 5	凍結乾燥器	貨物等省令第2条の2 2項 第五号	凍結乾燥器であって、次のイ及び□に該当するもの イ 24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの □ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの	24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。  2B352(e)
輸出令3の2項(2) 5の2	噴霧乾燥器	貨物等省令第2条の2 2項 第五号の二	噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの  □ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することができるもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することができるもの  ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの	水分蒸発量  最小の部分品の変更  平均粒子径	1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。  噴霧ノズルの交換を含む。  レーザー回折により測定したものを使う。
					2B352(f)

## 輸出令及び貨物等省令のマトリクス

1. 武器 / 4. ミサイル / 7. エレクトロニクス / 10. センサー / 13. 推進装置 /	2. 原子力 / 5. 先端素材 / 8. 電子計算機 / 11. 航法装置 / 14. その他 /	3. 化学兵器 / 6. 材料加工 / 9. 通信 / 12. 海洋関連 / 15. 機微品目	3の2. 生物兵器 /  赤字: 平成25年10月15日より施行の 改正箇所
---	--	---	---

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号; Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点で公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		(参考)関係するECCN番号
項目番	項目	項目番	項目	用語	用語の意味	
輸出令 3の2項 (2) 6	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	貨物等省令 第2条の2 2項 第六号	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であって、エアライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	2B352(g)
輸出令 3の2項 (2) 7	粒子状物質の吸入の試験用の装置		粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの	粒子状物質の吸入の試験用の装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するための装置をいう。	
輸出令 3の2項 (2) 8	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品	貨物等省令 第2条の2 2項 第八号	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの  イ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するよう設計した噴霧器又は煙霧機であって、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの  ロ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するよう設計したエアゾール発生装置のスプレーブーム又はノズルであって、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの  ハ 初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できる装置に使用するよう設計したエアゾール発生装置	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品	伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。	2B352(i)
			粒径	ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。		
			体積メディアン径	VMD(Volume Medium Diameter)をいう。		
			エアゾール発生装置	ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であって、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。		

(注)ECCN(輸出規制品目分類番号; Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則のものです。本表では、貨物等省令の各号レベルで、それぞれ関係するECCN(2013年10月時点で公表されているもの)を参考情報として付記しています。個々の具体的な内容や個々の貨物に対応する個別番号については、それぞれのECCNを確認してください。